【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２７年２月２６日
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　阿部　修平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目２番４号　天王洲ファーストタワー
【事務連絡者氏名】	田中　美紀子
【電話番号】	０３－６７１１－９２００
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年8月26日付けをもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項および半期報告書提出に伴う、訂正すべき事項がありますので、これらの訂正を行うものです。

２．【訂正の内容】

※下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1) ～（2）略

(3)【ファンドの仕組み】

①略

②委託会社の概況

＜訂正前＞

ａ．資本金　　25億円（平成26年6月末日現在）

ｂ．略

ｃ．大株主の状況（平成26年6月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号　天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

＜訂正後＞

ａ．資本金　　25億円（平成26年12月末日現在）

ｂ．略

ｃ．大株主の状況（平成26年12月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目２番４号天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

２【投資方針】

(1)【投資方針】

①　略

＜訂正前＞

②ベンチマーク（＊）をTOPIXと規定しますが、TOPIXの業種別ウエートにしばられることなく、あくまで個別銘柄の積上げをベースにポートフォリオを構築します。また、同一銘柄の組入れの上限を取得時において信託財産の純資産総額の10%までとし、同時に組入れ上位30銘柄の信託財産の純資産総額に占める比率を取得時において70%程度とし、より集中度の高いポートフォリオの構築を目指します。以下、略

③～④　略

⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

＜訂正後＞

②ベンチマーク（＊）をTOPIXと規定しますが、TOPIXの業種別ウエートにしばられることなく、あくまで個別銘柄の積上げをベースにポートフォリオを構築します。また、同一銘柄の組入れの上限を信託財産の純資産総額の10%までとし、同時に組入れ上位30銘柄の信託財産の純資産総額に占める比率を70%程度とし、より集中度の高いポートフォリオの構築を目指します。以下、略

③～④　略

⑤異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

①～③　略

④　その他の投資対象

＜訂正前＞

１）先物取引等の運用指図（約款第23条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

略

２）スワップ取引の指図（約款第24条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

略

３）金利先渡取引および為替先渡取引の指図（約款第25条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

略

＜訂正後＞

１）先物取引等の運用指図（約款第23条）

(a) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

略

２）スワップ取引の指図（約款第24条）

(a) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

略

３）金利先渡取引および為替先渡取引の指図（約款第25条）

(a) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

略

(3)【運用体制】

＜訂正前＞

①当ファンドでは、平成26年6月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。
②～④　略
■スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成26年6月末日現在）

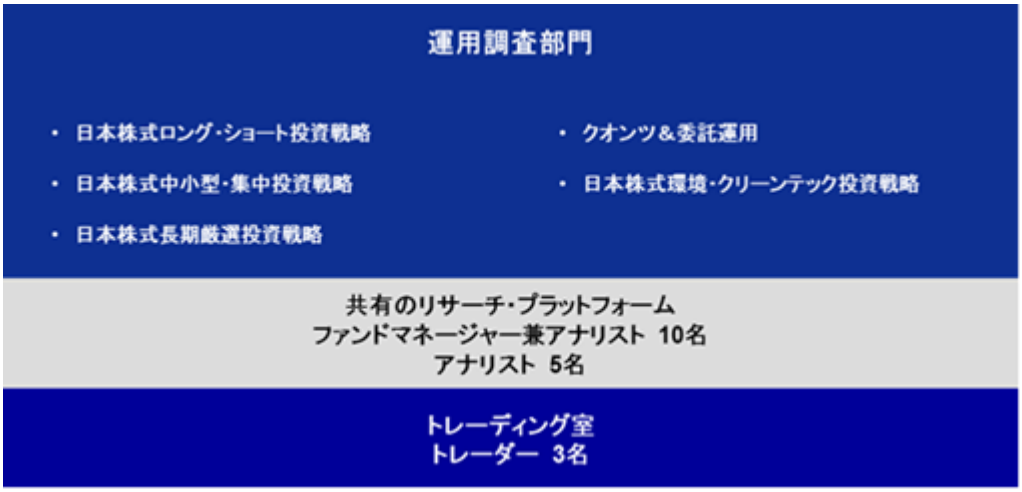

＜訂正後＞
①当ファンドでは、平成26年12月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。
②～④　略
■スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成26年12月末日現在）

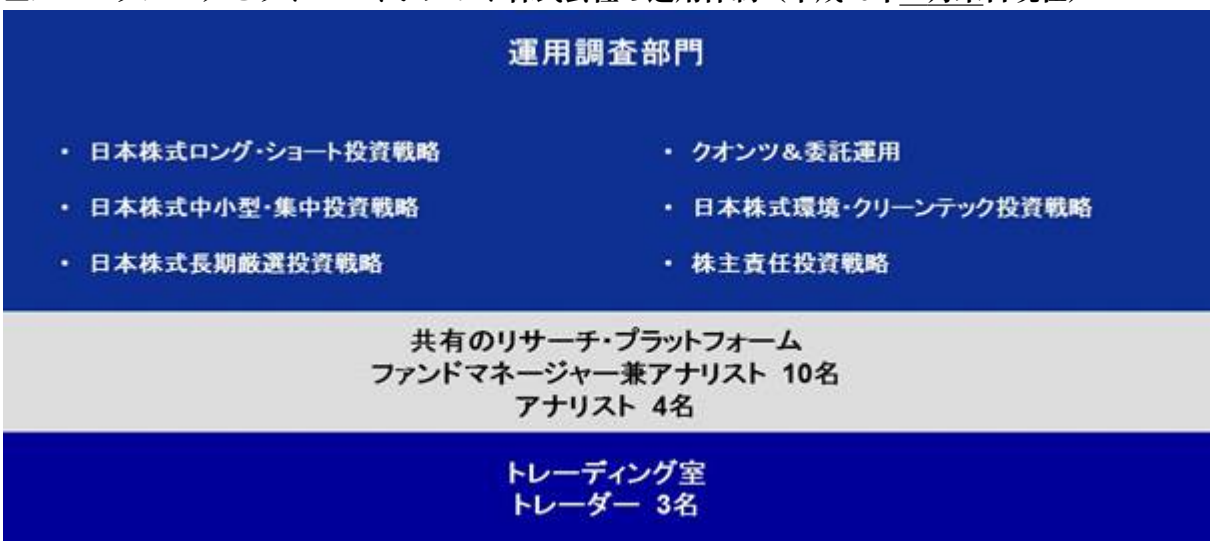

(4)　略
(5)【投資制限】
①　信託約款で定める投資制限
1）略
＜訂正前＞
2）新株予約権証券への投資制限（約款第18条の２第4項）
委託者は、取得時において信託財産に属する新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
3）～4）略
5）同一銘柄の株式への投資制限（約款第21条第1項）
委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
6）同一銘柄の新株予約権証券への投資制限（約款第21条第2項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

７）略

８）信用取引の指図（約款第22条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

略

９）略

１０）有価証券の空売りの指図範囲（約款第27条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または11）の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

略

１１）有価証券の借入れ（約款第28条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

略

１２）外国為替予約取引の指図および範囲（約款第29条の3）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

略

＜訂正後＞

２）新株予約権証券への投資制限（約款第18条の２第4項）

委託者は、信託財産に属する新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

３）～４）略

５）同一銘柄の株式への投資制限（約款第21条第1項）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

６）同一銘柄の新株予約権証券への投資制限（約款第21条第2項）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

７）略

８）信用取引の指図（約款第22条）

(a) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

略

９）略

１０）有価証券の空売りの指図範囲（約款第27条）

(a) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産において有しない有価証券または11）の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

略

１１）有価証券の借入れ（約款第28条）
(a) 委託者は、１０）の売付けの指図のため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
略
１２）外国為替予約取引の指図および範囲（約款第29条の3）
(a) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の為替変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している外貨建資産の外貨取得代金を調達するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
略

② 法令に定められた投資制限
a.～b.略
以下、追加されます。
＜追加後＞
c. 信用リスク集中回避のための投資制限
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図を行わないものとします。

３【投資リスク】
中略
＜リスクの管理体制＞
略
図略

＜訂正前＞
※上記リスク管理体制は平成26年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
＜訂正後＞
※上記リスク管理体制は平成26年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

４【手数料等及び税金】
(1) ～ (4) 略
(5)【課税上の取扱い】
中略
③ 分配金の課税について
中略
＜訂正前＞
（注）上記は平成26年6月末日現在のものです。
略
＜ご参考＞
略
※上記は平成26年6月末日現在のものです。
以下略

＜訂正後＞
（注）上記は平成26年12月末日現在のものです。
略

＜ご参考＞

略

※上記は、平成26年12月末日現在のものです。

以下略

５【運用状況】

５　運用状況については、以下のとおり更新・追加されます。
＜更新・追加後＞
以下は2014年12月30日現在の状況です。
投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,373,254,910	92.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		198,803,149	7.73
合計(純資産総額)		2,572,058,059	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価（円） 下段：評価単価（円）	上段：簿価金額（円） 下段：評価金額（円）	投資比率 (%)
1	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	33,800	2,919.00 3,430.00	98,662,200 115,934,000	4.51
2	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	14,200	5,788.47 7,637.00	82,196,274 108,445,400	4.22
3	日本	株式	良品計画	小売業	6,800	11,150.00 14,880.00	75,820,000 101,184,000	3.93
4	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	22,700	3,260.25 3,990.00	74,007,581 90,573,000	3.52
5	日本	株式	日本電産	電気機器	10,400	5,933.28 7,851.00	61,706,112 81,650,400	3.17
6	日本	株式	花王	化学	16,300	4,056.00 4,757.00	66,112,877 77,539,100	3.01
7	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	17,900	2,651.03 4,300.00	47,453,437 76,970,000	2.99
8	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	33,000	2,047.75 2,293.00	67,575,629 75,669,000	2.94
9	日本	株式	アシックス	その他製品	26,000	2,214.90 2,895.00	57,587,400 75,270,000	2.93
10	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	2,400	16,690.00 27,750.00	40,056,000 66,600,000	2.59
11	日本	株式	シマノ	輸送用機器	4,200	10,765.72 15,650.00	45,216,024 65,730,000	2.56
12	日本	株式	エービーシー・マート	小売業	11,200	5,110.37 5,830.00	57,236,134 65,296,000	2.54

13	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	6,700	7,862.96 9,123.00	52,681,852 61,124,100	2.38
14	日本	株式	テルモ	精密機器	22,100	2,483.34 2,757.00	54,881,738 60,929,700	2.37
15	日本	株式	ロート製薬	医薬品	38,700	1,546.00 1,505.00	59,830,200 58,243,500	2.26
16	日本	株式	リンナイ	金属製品	7,000	9,220.00 8,130.00	64,540,000 56,910,000	2.21
17	日本	株式	パーク２４	不動産業	31,600	1,858.41 1,773.00	58,725,850 56,026,800	2.18
18	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	90,400	546.89 611.90	49,439,226 55,315,760	2.15
19	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	7,000	5,946.42 7,558.00	41,624,940 52,906,000	2.06
20	日本	株式	サトーホールディングス	機械	19,000	2,663.12 2,750.00	50,599,342 52,250,000	2.03
21	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	13,000	4,365.09 3,820.00	56,746,170 49,660,000	1.93
22	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,100	34,474.29 44,040.00	37,921,723 48,444,000	1.88
23	日本	株式	リロ・ホールディング	サービス業	5,500	5,761.02 8,660.00	31,685,616 47,630,000	1.85
24	日本	株式	日東電工	化学	6,900	4,790.00 6,773.00	33,051,000 46,733,700	1.82
25	日本	株式	エフピコ	化学	11,700	3,300.00 3,875.00	38,610,000 45,337,500	1.76
26	日本	株式	シスメックス	電気機器	8,300	3,757.50 5,390.00	31,187,220 44,737,000	1.74
27	日本	株式	東芝	電気機器	87,000	459.26 512.40	39,956,043 44,578,800	1.73
28	日本	株式	エムスリー	サービス業	21,600	1,554.00 2,023.00	33,566,400 43,696,800	1.70
29	日本	株式	日立製作所	電気機器	46,000	691.00 900.70	31,786,000 41,432,200	1.61
30	日本	株式	ポーラ・オルビスホールディングス	化学	7,400	4,067.03 4,855.00	30,095,985 35,927,000	1.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	サービス業	13.95
		小売業	10.69
		電気機器	10.64
		化学	9.58

		輸送用機器	7.61
		情報・通信業	6.71
		その他製品	4.96
		機械	3.72
		卸売業	3.52
		精密機器	2.95
		建設業	2.94
		医薬品	2.76
		陸運業	2.38
		金属製品	2.21
		不動産業	2.18
		銀行業	2.15
		ゴム製品	1.29
		繊維製品	0.72
		倉庫・運輸関連業	0.49
		水産・農林業	0.42
		食料品	0.41
合計			92.27

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2001年5月25日)	14,528,778,191	14,528,778,191	0.8576	0.8576
2期	(2002年5月27日)	9,661,970,265	9,661,970,265	0.8368	0.8368
3期	(2003年5月26日)	4,924,205,280	4,924,205,280	0.5966	0.5966
4期	(2004年5月25日)	6,390,747,448	6,452,161,905	1.0406	1.0506
5期	(2005年5月25日)	4,380,418,807	4,400,765,476	1.0764	1.0814
6期	(2006年5月25日)	9,881,612,098	9,881,612,098	1.5973	1.5973
7期	(2007年5月25日)	8,035,548,670	8,035,548,670	1.4446	1.4446
8期	(2008年5月26日)	5,073,902,940	5,073,902,940	1.1487	1.1487
9期	(2009年5月25日)	2,942,076,995	2,942,076,995	0.7640	0.7640
10期	(2010年5月25日)	2,451,916,612	2,451,916,612	0.7741	0.7741
11期	(2011年5月25日)	2,091,679,701	2,091,679,701	0.7750	0.7750
12期	(2012年5月25日)	1,755,350,733	1,755,350,733	0.7137	0.7137
13期	(2013年5月27日)	2,684,033,605	2,684,033,605	1.2237	1.2237
14期	(2014年5月26日)	2,414,248,151	2,414,248,151	1.3777	1.3777
	2013年12月末日	2,684,286,572	―	1.4535	―
	2014年1月末日	2,523,763,996	―	1.3928	―
	2014年2月末日	2,482,782,789	―	1.3839	―
	2014年3月末日	2,495,456,868	―	1.4002	―
	2014年4月末日	2,388,458,331	―	1.3498	―
	2014年5月末日	2,439,345,446	―	1.3933	―
	2014年6月末日	2,518,138,424	―	1.4510	―
	2014年7月末日	2,540,182,544	―	1.4823	―
	2014年8月末日	2,456,087,220	―	1.4517	―
	2014年9月末日	2,529,875,628	―	1.5108	―
	2014年10月末日	2,584,312,711	―	1.5601	―
	2014年11月末日	2,571,314,445	―	1.6293	―
	2014年12月末日	2,572,058,059	―	1.6595	―

②【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2000年5月26日	至 2001年5月25日	0.0000
2期	自 2001年5月26日	至 2002年5月27日	0.0000
3期	自 2002年5月28日	至 2003年5月26日	0.0000
4期	自 2003年5月27日	至 2004年5月25日	0.0100
5期	自 2004年5月26日	至 2005年5月25日	0.0050
6期	自 2005年5月26日	至 2006年5月25日	0.0000
7期	自 2006年5月26日	至 2007年5月25日	0.0000

8期	自 2007年5月26日　至 2008年5月26日	0.0000
9期	自 2008年5月27日　至 2009年5月25日	0.0000
10期	自 2009年5月26日　至 2010年5月25日	0.0000
11期	自 2010年5月26日　至 2011年5月25日	0.0000
12期	自 2011年5月26日　至 2012年5月25日	0.0000
13期	自 2012年5月26日　至 2013年5月27日	0.0000
14期	自 2013年5月28日　至 2014年5月26日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2000年5月26日　至 2001年5月25日	1.0000	0.8576	△ 14.24
2期	自 2001年5月26日　至 2002年5月27日	0.8576	0.8368	△ 2.43
3期	自 2002年5月28日　至 2003年5月26日	0.8368	0.5966	△ 28.70
4期	自 2003年5月27日　至 2004年5月25日	0.5966	1.0506	76.10
5期	自 2004年5月26日　至 2005年5月25日	1.0406	1.0814	3.92
6期	自 2005年5月26日　至 2006年5月25日	1.0764	1.5973	48.39
7期	自 2006年5月26日　至 2007年5月25日	1.5973	1.4446	△ 9.56
8期	自 2007年5月26日　至 2008年5月26日	1.4446	1.1487	△ 20.48
9期	自 2008年5月27日　至 2009年5月25日	1.1487	0.7640	△ 33.49
10期	自 2009年5月26日　至 2010年5月25日	0.7640	0.7741	1.32
11期	自 2010年5月26日　至 2011年5月25日	0.7741	0.7750	0.12
12期	自 2011年5月26日　至 2012年5月25日	0.7750	0.7137	△ 7.91
13期	自 2012年5月26日　至 2013年5月27日	0.7137	1.2237	71.46
14期	自 2013年5月28日　至 2014年5月26日	1.2237	1.3777	12.58
15期(中間期)	自 2014年5月27日　至 2014年11月26日	1.3777	1.6078	16.70

（注）収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額。以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数　(口)	解約口数　(口)
1期	自 2000年5月26日　至 2001年5月25日	33,895,038,297	16,954,741,955
2期	自 2001年5月26日　至 2002年5月27日	237,765,541	5,632,034,358
3期	自 2002年5月28日　至 2003年5月26日	41,594,858	3,334,224,924
4期	自 2003年5月27日　至 2004年5月25日	129,896,415	2,241,848,090
5期	自 2004年5月26日　至 2005年5月25日	97,221,314	2,169,333,105
6期	自 2005年5月26日　至 2006年5月25日	3,271,050,886	1,153,907,568
7期	自 2006年5月26日　至 2007年5月25日	1,064,550,476	1,688,494,287
8期	自 2007年5月26日　至 2008年5月26日	70,127,235	1,215,549,329
9期	自 2008年5月27日　至 2009年5月25日	50,991,588	616,980,493
10期	自 2009年5月26日　至 2010年5月25日	5,131,819	688,701,497
11期	自 2010年5月26日　至 2011年5月25日	6,929,513	475,513,409

12期	自 2011年5月26日　至 2012年5月25日	2,463,103	241,950,351
13期	自 2012年5月26日　至 2013年5月27日	27,812,148	293,956,949
14期	自 2013年5月28日　至 2014年5月26日	102,749,900	543,720,058
15期(中間期)	自 2014年5月27日　至 2014年11月26日	2,766,850	176,151,878

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

次へ

（参考情報）

運用実績

（2014年12月30日現在）

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■ 基準価額(税引前分配金再投資ベース)・純資産総額の推移

当初設定日（2000年5月26日）～2014年12月30日

※1 基準価額（税引前分配金再投資ベース）は信託報酬および実績報酬等控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものとして計算したものです。
※2 TOPIXは設定日前営業日（2000年5月25日）を10,000として指数化しております。

■ 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	16,595円
純資産総額	25.7億円

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2014年5月	0円
2013年5月	0円
2012年5月	0円
2011年5月	0円
2010年5月	0円
設定来累計	150円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ 資産配分

資産の種類	比率
株式	92.3%
キャッシュ等	7.7%

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	エイチ・アイ・エス	サービス業	4.5%
2	KDDI	情報・通信業	4.2%
3	良品計画	小売業	3.9%
4	ミスミグループ本社	卸売業	3.5%
5	日本電産	電気機器	3.2%
6	花王	化学	3.0%
7	富士重工業	輸送用機器	3.0%
8	大和ハウス工業	建設業	2.9%
9	アシックス	その他製品	2.9%
10	オリエンタルランド	サービス業	2.6%

■ 組入上位10業種

	業種	比率
1	サービス業	13.9%
2	小売業	10.7%
3	電気機器	10.6%
4	化学	9.6%
5	輸送用機器	7.6%
6	情報・通信業	6.7%
7	その他製品	5.0%
8	機械	3.7%
9	卸売業	3.5%
10	精密機器	3.0%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIXです。

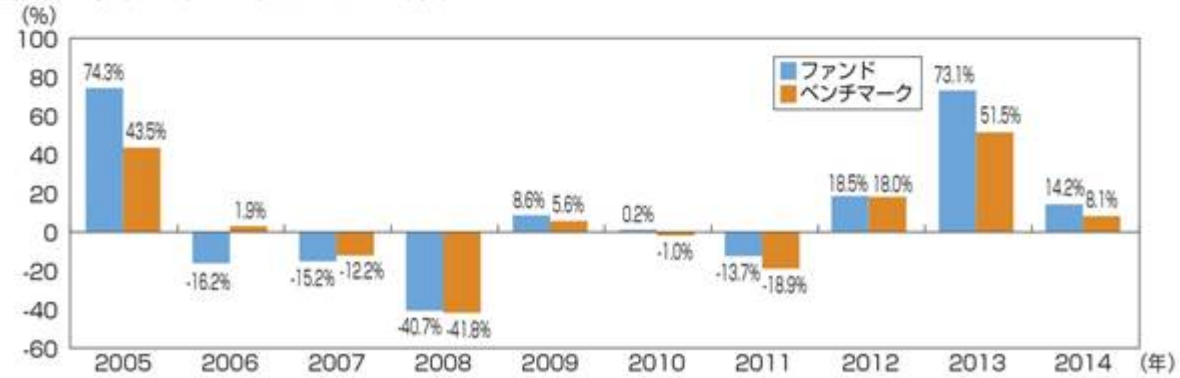

※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。
※2014年は1月1日から12月末までの収益率を表示しています。
※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

※ 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※ 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１～２　略

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜訂正前＞

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。　以下略

＜訂正後＞

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。　以下略

(2)～(4)略

(5)【その他】

①ファンドの償還条件

＜訂正前＞

イ．委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が30億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

以下略

＜訂正後＞

イ．委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が5億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

以下略

②～③略

④運用報告書

＜訂正前＞

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

＜訂正後＞

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「交付運用報告書」（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、原則として販売会社を通じて受益者へ交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、次のアドレスに掲載します。

http://www.sparx.co.jp/

上記の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑤　略

第３【ファンドの経理状況】

原届出書　第３ファンドの経理状況　１ 財務諸表については、以下の中間財務諸表が追加されます。

＜更新・追加後＞

１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和５２年大蔵省令第３８号）並びに同規則第３８条の３及び第５７条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成１２年総理府令第１３３号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

２）中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

３）当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づいて、第１５期中間計算期間（平成２６年５月２７日から平成２６年１１月２６日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和３２年大蔵省令第１２号）第３条第１項に基づく中間監査を受けております。

中間財務諸表
スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド
（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期中間計算期間末 (平成26年11月26日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	116,317,964
株式	2,426,482,490
未収入金	9,903,823
未収配当金	11,380,138
未収利息	31
流動資産合計	2,564,084,446
資産合計	2,564,084,446
負債の部	
流動負債	
未払金	―
未払解約金	2,016,793
未払受託者報酬	1,357,370
未払委託者報酬	21,717,864
その他未払費用	249,630
流動負債合計	25,341,657
負債合計	25,341,657
純資産の部	
元本等	
元本	※1 1,578,981,692
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	959,761,097
（分配準備積立金）	354,654,295
元本等合計	2,538,742,789
純資産合計	2,538,742,789
負債純資産合計	2,564,084,446

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期中間計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成26年11月26日
営業収益	
受取配当金	15,287,088
受取利息	12,822
有価証券売買等損益	395,241,092
その他収益	35,550
営業収益合計	410,576,552
営業費用	
受託者報酬	1,357,370
委託者報酬	21,717,864
その他費用	249,630
営業費用合計	23,324,864
営業利益	387,251,688
経常利益	387,251,688
中間純利益	387,251,688
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	24,581,915
期首剰余金又は期首欠損金（△）	661,881,431
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,298,641
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,298,641
剰余金減少額又は欠損金増加額	66,088,748
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	66,088,748
分配金	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	959,761,097

(3) 【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第15期中間計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成26年11月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドは、原則として毎年5月25日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日であるため、当中間計算期間を平成26年5月27日から平成26年11月26日としております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第15期中間計算期間末 (平成26年11月26日現在)
※1 中間計算期間末日における受益権の総数	1,578,981,692口
2 1口当たり純資産額	1.6078円
（1万口当たり純資産額）	(16,078円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期中間計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成26年11月26日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期中間計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成26年11月26日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	①有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 上記①以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。

（その他の注記）

1. 元本の移動

区分	第15期中間計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成26年11月26日
期首元本額	1,752,366,720円
期中追加設定元本額	2,766,850円
期中一部解約元本額	176,151,878円

2. デリバティブ取引関係

第15期中間計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成26年11月26日
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

2 ファンドの現況については、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

【純資産額計算書】

（平成26年12月30日現在）

Ⅰ　資産総額	2,582,021,532 円
Ⅱ　負債総額	9,963,473 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,572,058,059 円
Ⅳ　発行済口数	1,549,855,129 口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.6595 円

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

第三部 委託会社等の情報 第１ 委託会社等の概況 １委託会社等の概況については以下の内容に、更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

(1)資本金の額（平成26年12月末日現在）

資本金　25億円
発行可能株式総数　50,000株
発行済株式総数　50,000株
最近5年間における資本の額の増減
該当事項はありません。

(2)委託会社の機構（平成26年12月末日現在）

中略

②　運用体制

１）当ファンドでは、平成26年12月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。略

＜追加的記載事項＞は削除します。

２【事業の内容及び営業の概況】

第三部 委託会社等の情報 第１ 委託会社等の概況 ２ 事業の内容及び営業の概況については以下の内容に、更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

（関東財務局長（金商）第346号）

(1)　略

(2)投資信託委託業

平成18年8月投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の事業を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

委託者の運用する投資信託は平成26年12月30日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	27	827
追加型証券投資信託	3	74
合計	30	901

(3)　略

３【委託会社等の経理状況】

原届出書　第三部委託会社等の情報　3委託会社等の経理状況は、以下の財務諸表に更新されます。
＜更新後＞

１．財務諸表の作成方法について
　委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．中間財務諸表の作成方法について
　委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額
　財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

４．監査証明について
　委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第８期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
　また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第９期事業年度の中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成25年３月31日）		当事業年度 （平成26年３月31日）	
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		2,374		4,585
預託金		500		500
未収委託者報酬		130		221
未収投資顧問料		279		383
前払費用		26		25
未収収益		24		27
未収入金		3		3
貸倒引当金		△0		-
その他		5		1
流動資産合計		3,342		5,749
固定資産				
有形固定資産				
建物	※2	77	※2	67
工具、器具及び備品	※2	17	※2	58
有形固定資産合計		94		126
無形固定資産				
ソフトウェア		4		8
無形固定資産合計		4		8
投資その他の資産				
差入保証金		27		27
長期前払費用		-		5
投資その他の資産合計		27		32
固定資産合計		127		167
資産合計		3,469		5,916
（負債の部）				
流動負債				
預り金		11		123
未払手数料		38		47
その他未払金	※3	323	※3	856
未払法人税等		30		304
未払消費税等		-		64
前受金		194		237
流動負債合計		598		1,633
固定負債				
資産除去債務		37		37
繰延税金負債		12		11
固定負債合計		49		48
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金	※1	0	※1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		647		1,681

（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	104	27
その他資本剰余金	499	19
資本剰余金合計	603	47
利益剰余金		
利益準備金	145	-
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△426	1,688
利益剰余金合計	△281	1,688
株主資本合計	2,822	4,235
純資産合計	2,822	4,235
負債純資産合計	3,469	5,916

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	593	1,970
投資顧問料収入	1,015	2,519
受入手数料	559	443
その他営業収益	4	4
営業収益計	2,172	4,937
営業費用		
支払手数料	250	274
広告宣伝費	2	33
調査費	149	147
委託計算費	23	16
営業雑経費		
通信費	14	13
印刷費	2	3
協会費	5	6
諸会費	1	2
その他	2	2
営業費用計	453	500
一般管理費		
給料	666	942
役員報酬	67	70
給料・手当	534	549
賞与	65	322
旅費交通費	53	98
事務委託費	※1 308	※1 306
業務委託費	237	254
不動産賃借料	83	66
租税公課	15	27
固定資産減価償却費	22	31
交際費	6	13
諸経費	49	82
一般管理費計	1,444	1,823
営業利益又は営業損失（△）	275	2,612
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	62	35
雑収入	2	0
営業外収益計	65	37
営業外費用		
雑損失	5	0
営業外費用計	5	0
経常利益又は経常損失（△）	334	2,648

税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	334	2,648
法人税、住民税及び事業税	113	961
法人税等調整額	12	△1
法人税等合計	125	960
当期純利益又は当期純損失（△）	209	1,688

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	2,500	104	499	603	145	△636	△490	2,613	2,613
当期変動額									
当期純利益	―	―	―	―	―	209	209	209	209
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	―	―	―	209	209	209	209
当期末残高	2,500	104	499	603	145	△426	△281	2,822	2,822

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	2,500	104	499	603	145	△426	△281	2,822	2,822
当期変動額									
資本準備金の取崩	―	△104	104	―	―	―	―	―	―
その他資本剰余金から繰越利益剰余金へ振替	―	―	△281	△281	―	281	281	―	―
利益準備金の取崩	―	―	―	―	△145	145	―	―	―
剰余金の配当	―	―	△275	△275	―	―	―	△275	△275
配当に伴う資本準備金積立額	―	27	△27	―	―	―	―	―	―
当期純利益	―	―	―	―	―	1,688	1,688	1,688	1,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	△77	△479	△556	△145	2,115	1,969	1,413	1,413
当期末残高	2,500	27	19	47	―	1,688	1,688	4,235	4,235

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法に基づく原価法

２．固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	８年～18年
工具、器具及び備品	４年～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（２年～５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成25年３月31日)	当事業年度 (平成26年３月31日)
※１．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５ ※２．有形固定資産の減価償却累計額 建　物　9百万円 工具、器具及び備品　6百万円 ※３．関係会社に対する資産及び負債 その他未払金　159百万円	※１．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５ ※２．有形固定資産の減価償却累計額 建　物　19百万円 工具、器具及び備品　24百万円 ※３．関係会社に対する資産及び負債 その他未払金　729百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)
※１．関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費　233百万円	※１．関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費　250百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	－	－	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年６月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年３月31日	平成25年７月14日

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	－	－	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日

平成25年６月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年３月31日	平成25年７月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月25日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年３月31日	平成26年６月26日

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	2,374	2,374	－

（２）預託金	500	500	―
（３）未収委託者報酬	130	130	―
（４）未収投資顧問料	279	279	―
（５）未収収益	24		
貸倒引当金（*１）	△0		
	23	23	―
資産計	3,307	3,307	―
（１）未払手数料	38	38	―
（２）その他未払金	323	323	―
負債計	361	361	―

（*１）未収収益に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

（１）現金・預金、（２）預託金、（３）未収委託者報酬、（４）未収投資顧問料及び（５）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（１）未払手数料、（２）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) ２．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,374	―	―	―
預託金	500	―	―	―
未収委託者報酬	130	―	―	―
未収投資顧問料	279	―	―	―
未収収益	24	―	―	―
合計	3,308	―	―	―

当事業年度（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	4,585	4,585	―
（２）預託金	500	500	―
（３）未収委託者報酬	221	221	―
（４）未収投資顧問料	383	383	―
（５）未収収益	27	27	―
資産計	5,718	5,718	―
（１）未払手数料	47	47	―
（２）その他未払金	856	856	―

負債計	903	903	―

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

（1）現金・預金、（2）預託金、（3）未収委託者報酬、（4）未収投資顧問料及び（5）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,585	―	―	―
預託金	500	―	―	―
未収委託者報酬	221	―	―	―
未収投資顧問料	383	―	―	―
未収収益	27	―	―	―
合計	5,718	―	―	―

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成25年３月31日）	当事業年度 （平成26年３月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	250百万円	145百万円
資産除去債務	13	13
未払事業税	―	67
未確定債務否認	5	10
金融商品取引責任準備金	0	0
その他の税務調整項目	29	―
繰延税金資産小計	298	237
評価性引当額	△298	△237
繰延税金資産合計	―	―
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	12	11
繰延税金負債合計	12	11
繰延税金負債の純額	12	11

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）」が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の38.01%から35.64%に変更されます。

なお、この法定実効税率の変更による当事業年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響は軽微であります。

（持分法損益等）

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度末（平成25年３月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度末（平成26年３月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

１　サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
1,109	519	264	264	14	2,172

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	411	投信投資顧問業
B社（注）	264	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	264	投信投資顧問業

（注）A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１　サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計

2,512	801	1,306	290	27	4,937

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Overseas Ltd.	1,306	投信投資顧問業
A社（注）	580	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

［関連当事者情報］

前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

1　関連当事者との取引

（１）　財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)

親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,456	純粋持株会社	（被所有）直接100	グループ管理会社	業務委託（注１）	233	未払金	68
							運用報酬等の受取（注１）	5	未収投資顧問料	6
							金銭貸付（注2）	400	―	―
							金銭貸付の返済（注2）	400	―	―
							利息の受取（注2）	0	―	―
							連結納税による個別帰属額	89	未払金	89

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）金銭貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注３）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取（注１）	213	未収投資顧問料	41
						販売会社	手数料の受取（注１）	46	未収収益	10
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	5,535	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取（注１）	3	未収投資顧問料	1
						販売会社	手数料の受取（注１）	2	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

２　親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)

親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,492	純粋持株会社	（被所有）直接100	グループ管理会社	業務委託（注１）	250	未払金	53
							運用報酬等の受取（注１）	104	未収投資顧問料	18
							配当金の支払	275	―	―
							連結納税による個別帰属額	675	未払金	675

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取（注１）	1,263	未収投資顧問料	72
						販売会社	手数料の受取（注１）	38	未収収益	8
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	21,501	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取（注１）	9	未収投資顧問料	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

２　親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）	当事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）
１株当たり純資産額　56,446円17銭 １株当たり当期純利益金額　4,184円84銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　84,709円17銭 １株当たり当期純利益金額　33,763円00銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 （平成25年３月31日）	当事業年度末 （平成26年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	2,822	4,235
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	―	―
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	2,822	4,235
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	50,000	50,000

（注）２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）	当事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）
当期純利益（百万円）	209	1,688
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（百万円）	209	1,688
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

次へ

１．中間財務諸表

(1)　中間貸借対照表

(単位：百万円)

		当中間会計期間 (平成26年９月30日)
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		2,732
預託金		500
未収委託者報酬		276
未収投資顧問料		578
前払費用		46
未収入金		4
未収収益		27
繰延税金資産		69
その他		2
流動資産合計		4,237
固定資産		
有形固定資産	※2	113
無形固定資産		7
投資その他の資産		
差入保証金		27
長期前払費用		4
投資その他の資産合計		32
固定資産合計		152
資産合計		4,390
（負債の部）		
流動負債		
未払手数料		47
その他未払金		356
未払法人税等		104
前受金		79
預り金		16
賞与引当金		110
その他	※3	3
流動負債合計		718
固定負債		
資産除去債務		37
繰延税金負債		10
固定負債合計		47
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※1	0
特別法上の準備金合計		0
負債合計		765
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		2,500
資本剰余金		
資本準備金		27
その他資本剰余金		19
資本剰余金合計		47
利益剰余金		
利益準備金		120
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		957
利益剰余金合計		1,077

株主資本合計	3,624
純資産合計	3,624
負債純資産合計	4,390

(2)　中間損益計算書

(単位：百万円)

		当中間会計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日)
営業収益		
委託者報酬		588
投資顧問料収入		1,032
受入手数料		202
その他営業収益		2
営業収益計		1,825
営業費用及び一般管理費	※1	1,082
営業利益		743
営業外収益	※2	61
営業外費用		0
経常利益		804
税引前中間純利益		804
法人税、住民税及び事業税		285
法人税等調整額		△69
中間純利益		589

(3)　中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	2,500	27	19	47	－	1,688	1,688	4,235	4,235
当中間期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△1,200	△1,200	△1,200	△1,200
配当に伴う利益準備金積立額	－	－	－	－	120	△120	－	－	－
中間純利益	－	－	－	－	－	589	589	589	589
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	－	120	△730	△610	△610	△610
当中間期末残高	2,500	27	19	47	120	957	1,077	3,624	3,624

[重要な会計方針]

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
主な耐用年数は、以下の通りであります。

建　　物	８年～18年
器具備品	４年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

2．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度
連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (平成26年９月30日)
※１　特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５
※２　有形固定資産の減価償却累計額　59百万円
※３　消費税等の取り扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債その他に表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日)
※１　減価償却実施額 有形固定資産　15百万円 無形固定資産　1百万円
※２　営業外収益のうち主要なもの 為替差益　60百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

1．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 （株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間 末株式数 （株）
普通株式	50,000	－	－	50,000
合計	50,000	－	－	50,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

４．配当に関する事項
（１） 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （百万円）	配当の原資	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年６月25日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年３月31日	平成26年６月26日

（２） 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成26年９月30日）

１．金融商品の時価等に関する事項

平成26年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（１）現金・預金	2,732	2,732	－
（２）預託金	500	500	－
（３）未収委託者報酬	276	276	－
（４）未収投資顧問料	578	578	－
（５）未収収益	27	27	－
資産計	4,115	4,115	－
（１）未払手数料	47	47	－
（２）その他未払金	356	356	－
（３）預り金	16	16	－
負債計	420	420	－

（注）１．　金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金・預金、（２）預託金、（３）未収委託者報酬、（４）未収投資顧問料及び（５）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（１）未払手数料、（２）その他未払金及び（３）預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成26年９月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成26年９月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成26年９月30日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

１．サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	その他	合計
851	508	284	181	1,825

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	304	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	284	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成26年９月30日)
１株当たり純資産額	72,492円87銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（百万円）	3,624
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間期末純資産額（百万円）	3,624
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	50,000

１株あたり中間純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日)
１株当たり中間純利益金額	11,783円68銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（百万円）	589
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	589
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

４～５　略

第２　略

第３【その他】

（1）～（2）略

（3）～（6）は、以下の通り更新されます。

（3）当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

（4）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

（5）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成２６年6月２５日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　重　　俊　寛

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　　雅　人

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２６年１１月２６日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　森　重　俊　寛

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　伊　藤　雅　人

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第９期事業年度の中間会計期間（平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２７年１月９日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成２６年５月２７日から平成２６年１１月２６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスク評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成２６年１１月２６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成２６年５月２７日から平成２６年１１月２６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

前へ